

日東紡績健康保険組合 被扶養者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、健康保険法第3条第7項の規定による被扶養者の認定に関し、日東紡績健康保険組合の具体的な基準を定め、公平な審査に資することを目的とする。

2. この基準に定めのない事項は、健康保険法ならびにそれらに関連する法令及び省令その他行政通達等によるものとする。
3. この基準で法令、省令及び行政通達等（以下併せて「法令等」という）ならびに法令等の条文を引用している箇所について、法令等の改正等があった場合には、改正後の法令等及び条文に読み替えるものとする。

(被扶養者の範囲)

第2条 被扶養者の範囲は、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

①被保険者と同一の世帯に属するか否かを問わず、主として被保険者により生計を維持される次の者。但し、後期高齢者医療制度の被保険者等である者は除く。

(イ)直系尊属（養父母を含む）

(ロ)配偶者（内縁を含む）

(ハ)子（養子を含む）

(ニ)孫

(ホ)兄弟姉妹

②被保険者と同一の世帯に属し主としてその被保険者により生計を維持される次の者。

(イ)被保険者の三親等内の血族またはその配偶者、或いは配偶者の三親等内の血族。

(ロ)内縁の配偶者の父母及び子。

(ハ)内縁の配偶者の死後、引き続き住居家計を同じくしているその父母及び子。

2. 前項①、②の「主として被保険者により生計を維持される」とは、常態として継続してその生計費の半分以上を被保険者に負担してもらう場合を言い、そうでない場合は被扶養者と認定すべき生計維持関係はないものとみなす。
3. 前項②の「被保険者と同一の世帯に属し」とは、被保険者と住居及び家計を共にすることを指し、常態として継続的に被保険者と同一家屋内において生活している場合を言い、同じ敷地内で住所表示が異なる場合や、同一家屋内において生活している場合でも食事や生活の費用など家計が別々の場合は被保険者と同一の世帯に属さないものとみなす。

ただし、本来同一の世帯に属すべき被扶養者が、被保険者の転任・出向等業務上の都合で一時的に別居したときは、同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持するものとして取り扱うこととし、被扶養者が療養のため一時的に入院したとき、および、介護施設等に入所した場合においても同様の取り扱いとする。

(被扶養者認定の収入基準)

第3条 被扶養者の認定を受けようとするもの（以下「認定対象者」という）が、被保険者と同一世帯に属している場合で、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

2. 前項において、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1以上であっても、認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計を総合的に勘案し、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとする。
3. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合、認定対象者の年間収入が第1項の基準を満たしている場合であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。
4. 認定対象者の年間収入は、以下のすべての額を合算するものとする。

- (1) 勤労収入（給料、手当、賞与）
- (2) 公的年金収入（遺族年金・障害年金・恩給も含む）
- (3) 健康保険法による傷病手当金・出産手当金
- (4) 雇用保険の失業給付または傷病手当
- (5) 事業収入（自営業、農業、漁業、林業等）
- (6) 不動産収入、利子収入、配当収入
- (7) 雑収入（原稿料・印税・講演料等）
- (8) 被保険者以外からの仕送り（生計費・養育費）
- (9) その他継続性のある収入

*注1) 退職金、一時金で受け取った企業年金、宝くじの当選金、遺産相続や贈与による収入、生命保険の満期一時金等は収入とみなさない。

*注2) (4) 雇用保険の失業給付は、少額（60歳未満は基本手当日額が3,612円未満、60歳以上または障害者は基本手当日額が5,000円未満）である場合における給付額をいう。なお、少額である場合を除き、失業給付を受けている間は、原則として被扶養者に該当しないことに留意する。

*注3) (5)～(7)の算定において、経費は差し引かない。ただし、事業等のために真

に必要な原材料等の経費がある場合には、差し引いた残りを収入とみなす。また、交際費および現金支出を伴わない減価償却費等、確定申告で経費として認められるものは経費とはならない。

*注4) 認定対象者が自営業者である場合の収入の算定方法については、別に定める。

(優先扶養義務)

第4条 認定対象者に優先扶養義務者がいる場合は被扶養者に該当しない。ただし、優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者が当該認定対象者を扶養せざるを得ない理由がある場合は、日東紡績健康保険組合の審査により、被扶養者に該当する場合がある。

*注5) 優先扶養義務者とは、認定対象者の配偶者のことを指し、例えば、認定対象者が被保険者の母親の場合は被保険者の父親、認定対象者が被保険者の兄弟姉妹・祖父母の場合は被保険者の両親等が、優先扶養義務者となる。

(被保険者の扶養能力)

第5条 被保険者において、認定対象者を継続的に養う経済的能力がない場合、当該認定対象者は被扶養者に該当しないものとする。

(被扶養者の帰属)

第6条 同一家族内に扶養能力のある者が2人以上ある場合には先順位による扶養義務、収入の多寡、家族内の地位等によって家計の主体となる者を判定し、原則としてその者に被扶養者を集中させる。

2. 夫婦共同扶養の場合は、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として、年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ）の多い方の被扶養者とする。
3. 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
4. 夫婦のいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当（以下「扶養手当等」という）の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者とする。

(扶養に関する事実の立証義務)

第7条 被保険者は、認定対象者が被扶養者の要件を満たすことを、文書をもって立証しなければならないものとする。

- (1) 被保険者との親族関係
- (2) 生計維持の関係（認定対象者の収入状況を含む）
- (3) 第2条第1項②に該当する者については同居の関係

2. 被保険者は、認定対象者が16歳以上の通常就業年齢にある者については、それぞれ、次

の書類を提出し、収入の状況を立証しなければならないものとする。

(1) 学生の場合…在学証明書又は学生証（有効期限が記載されているもの）の写し

(2) 学生以外の場合…市区町村長の（非）課税証明書

3. 被保険者とは異なる核家族の構成員であって、被保険者とは世帯を異にしている家族については次の事情または事実を立証しなければならないものとする。

(1) 送金または生計費支弁の事実

(2) 扶養義務の先順者または同順者があるときは、それらの者に扶養能力がないか、または、扶養できない事情或いは扶養していない旨の事実

*注6) 日東紡績健康保険組合ホームページ 扶養家族認定のページ（下記URL）参照のこと。

URL : (https://www.nittobo-kenpo.or.jp/situation_12.jsp)

（異動の届出義務）

第8条 被扶養者の住所もしくは氏名変更の場合、または就職、婚姻、離婚、死亡、卒業、ならびに、第3条に規定する収入基準を満たさなくなったとき等、扶養事実消滅の場合は、被保険者は延滞なく被扶養者異動届を提出しなければならないものとする。

2. 前項後段の届出を怠ったために生じた異動後の給付は、被保険者が負担しなければならないものとする。

（職権による被扶養者資格の取消し）

第9条 被扶養者が事実と相違した申請を行い、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、被扶養者の資格を取り消し、既に支給した給付があった時は、その全部又は一部を徴収するものとする。

（被扶養者資格審査の放棄）

第10条 日東紡績健康保険組合が提出または提示を要求する書類を、被保険者が正当な理由なく期日までに提出もしくは提示しないとき、または日東紡績健康保険組合が要求するその他の事実確認の回答を拒否したときは、被保険者が認定対象者にかかわる資格の審査を受ける意思を放棄したものとみなし、審査の対象から除外するものとする。

（認定後の事実確認調査および検認）

第11条 日東紡績健康保険組合は、被扶養者認定後において、生計維持関係の実態等を調査するため、定時、または随時に被保険者に対して認定関係書類の提出を求めることができるものとする。

2. 被保険者は、所定の期日までに組合から求められた認定関係書類を提出するよう、積極的に協力しなければならない。

(被扶養者認定日)

第12条 日東紡績健康保険組合が被扶養者を認定した場合、認定日は原則として次のいずれかの日とする。

- (1) 被保険者資格の場合は、資格取得日とする。
- (2) 出生の場合は出生日とする。
- (3) 扶養発生事実が書類等で明確に証明された場合は、遡及して認定日とする。
- (4) その他については、受付日をもって認定日とする。

(附則)

1. この基準は、2021年8月1日より施行する。

(経過措置)

1. この基準の施行日(2021年8月1日)前に被扶養者として認定されている者については、施行日後最初に行われる検認審査が終了するまでの間、なお従前の例により取扱うものとする。